

大阪市における里親養育の包括的支援に向けた取組

何らかの事情で家庭で必要な養育を受けられない子どもを家庭における養育換気用と同様の環境において養育されるよう、里親等への委託を推進する。里親等を量的に増やしていくとともに、子ども一人ひとりのケアニーズを適切にアセスメントし、さまざまな社会資源の中から最もふさわしい生活の場を選択し、その結果、里親に委託された場合には適切なマッチングや里親が養育の悩みを抱え込むことのないよう、関係機関によるチーム養育を推進する。そのため、里親のリクルート、研修から支援まで包括的に支援する体制を構築する。

内容	現在の取組
普及啓発・里親開拓	<ul style="list-style-type: none"> ○里親相談会（月1回程度、商業施設などで実施） ○普及啓発物品の作成（ポスター、リーフレット、絆創膏等）・配布 ○大阪市HPや区広報紙への里親体験談の掲載、民間機関HPとのリンク ○区・地域レベルでのイベント、パネル展等の実施による普及啓発 ○新聞掲載による全国レベルでの養育募集、国際養子縁組の検討 ○職員研修、地域団体研修等への出前講座
里親研修・トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> ○法定研修（登録前研修、養親講座、更新研修）の実施 ○里親養育スキルアップ研修の実施（少人数で個別相談に応じる） ○里親会受託事業・研修会の実施
里親委託推進	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託等推進委員会の開催（個別テーマ部会を設置） ○自立支援計画の様式を統一化と委託時の情報共有・意向確認 ○児童相談所の広域連携による養子縁組マッチング ○新規措置時や乳児院からの措置変更時の積極的な里親委託の検討
里親養育支援	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問・電話による相談支援体制 ○里親支援専門相談員の家庭訪問による相談支援や施設職員としての専門性を生かした実践的な育児指導 ○サポート要員派遣、レスパイトケアの活用勧奨、閉庁時の体制整備（メール相談、24時間緊急連絡対応） ○新規に児童の委託を受ける里親が、経験豊富な里親からの助言を受けられる関係づくり（ピアサポーター事業、里親サロン） ○養育困難ケースや困りごとに対する専門相談（心理相談・法律相談） ○権利ノート改訂 ○関係不調時の関係者によるケース会議（要因や背景などの振り返り）の実施、解除後の喪失感のケア、自信回復のための支援 ○18歳以降に解除となる児童の進路や生活相談などの自立支援

今後の進め方(体制)
<p>平成30年度～ こども相談センターによる直営実施</p> <p>【デメリット】 社会的養護の子ども数が他都市に比して圧倒的に多い。 相当数の児童福祉司が必要になり、センター運営上、効率的でない 措置権のあるこども相談センターに対して里親が相談を躊躇する</p>
<p>令和3年度～ 民間機関にフォスティング業務の一部を委託</p> <p>【現状と進め方】 (1) フォスティング業務に精通した人材に限られている。 ⇒数年かけてノウハウを丁寧に取り継ぎながら、段階的に委託業務を拡大し、リクルートから自立支援まで一貫して支援できるよう委託団体の育成を図る。</p> <p>(2) 年々増加する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の複数設置を進めており、令和3年には3か所体制となる。また今後増加する里親等の状況を把握し、こども担当の児童福祉司との連携により里親委託を推進していく必要がある。 ⇒各こども相談センター単位で里親担当とフォスティング機関（里親支援機関A型）を設置し、センターごとに情報連携や進捗確認を行う。 ⇒中央に統括部門を置き、各里親担当間、各フォスティング機関間の事業連携を行う。</p> <p>(3) 里親支援専門相談員や家庭養護促進協会、大阪市里親会などの協力を得て里親相談会を実施するほか、区役所の協力により普及啓発活動に取り組んでいる。 ⇒民間フォスティング機関に委託後も、関係機関との協力関係を継続する。 ⇒里親支援専門相談員配置施設を里親支援機関B型として指定し、こども相談センターおよび委託団体と連携しながら、施設の強みを生かした普及啓発、研修、里親家庭や里親交流の支援を行う。</p>

こども相談センター

児童福祉法第11号第1項第2号に掲げる業務（普及啓発・里親研修・里親委託調整・里親養育支援）を里親支援機関（A型）で一連の業務として効果的に実施できるよう、育成支援し、効果的に連携していくようめざす。

里親支援機関A型

こども相談センターからノウハウを引継ぎ、支援を受けながら、児童福祉施設や大阪市里親会、家庭養護促進協会などの関係機関と連携しながら、フォスティング業務（普及啓発・里親研修・里親委託調整・里親養育支援）を実施する。

里親支援機関B型

施設に配置された里親支援専門相談員を中心に、こども相談センターと連携しながら、所属施設入所児童の里親委託推進、退所児童の委託里親および近隣地域に居住する里親支援を中心とした役割を担う。大阪市里親会や家庭養護促進協会等関係機関と連携しながら、里親開拓や里親研修、里親交流支援を実施する。

(4) 里親等への委託の推進に向けた取組

【基本的な考え方】

- 家族は社会の基本単位であり、家族を基盤とした家庭において養育されることは、こどもの発達、成長、自立にとってもっとも望ましい。何らかの事情により、こどもが家庭で必要な養育を受けられない場合、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう、里親・ファミリーホーム（以下「里親等」）への委託を一層進める。
- しかしながら、里親委託を量的に増やすことだけを目指とするのではなく、こどもひとりひとりのケアニーズを適切にアセスメントし、里親等、児童養護施設などさまざまな社会資源のなかから、そのこどもにもっともふさわしい生活の場を選択する。
- 質の高い里親養育を実現するため、適切なマッチングに努めるほか、里親が養育に関する悩みを抱え込むことのないよう、里親、こども相談センター、里親養育支援機関、地域の関係機関等によるチーム養育を推進する。
- そのため、里親のリクルート、研修から支援まで、里親を包括的に支援する（以下「フォスタリング業務」）体制を構築する。

【現在の取組み】

- 平成 30 年 4 月、こども相談センターの里親担当を大幅に拡充して里親子包括支援室を設置し、里親制度の普及から里親子への支援までを一貫して行う体制を整備した。家庭養育推進担当課長代理 1 名、児童福祉司 7 名(SV1 名、係長 1 名、係員 5 名)、非常勤職員として里親包括支援相談員 2 名、生活支援相談員 2 名、里親子専門心理相談員 1 名、里親等委託調整員 1 名、里親等訪問支援員 1 名を配置した。
- 里親子包括支援室では、これまで個別に民間に委託していた登録前研修事業やサポート要員派遣事業などを一旦直営により実施することとした。こども相談センターがフォスタリング機関としてリクルートから里子の自立支援までを包括的に実施し、今後の民間委託も視野にいれ、業務の課題整理やノウハウの蓄積を行っている。
- また、心理相談などの専門相談事業や里親スキルアップ事業、生活相談・進路相談事業など新規事業を立ち上げ、里親子に対する支援の拡充を図っている。
- 里親等委託解除後の里子の自立支援について、「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」においては、フォスタリング業務には位置付けられていないが、フォスタリング業務の一環として位置づけ、里親子包括支援室の業務として進めている。

【今後の進め方】

- フォスタリング業務は児童相談所の本来業務であり、委託した場合でも実施責任は児童相談所にあることから、当面はこども相談センター自らが実施体制を強化し、ノウハウの蓄積や不調の防止に努める。
- 今後里親委託が増えるなかでフォスタリング業務をすべて直営で実施するとなると、社会的養護にあるこどもの数が他都市に比較して圧倒的に多いため、相当な数の児童福祉司が必要となり、センター全体の運営を考えたときに必ずしも効率的ではない。また、里親の立場からは、「児童相談所に相談したらこどもを引き上げられるのではないか」と懸念して相談を躊躇することもあるので、将来的には民間機関によるフォスタリング業務の実施体制を整備する。
- 現状においてフォスタリング業務に精通した人材は限られているため、段階的に業務を委託し、ノウハウを丁寧に引継ぎながら、時間をかけて民間フォスタリング機関の育成を図る。
- 本市においては、年々増加する児童虐待相談に的確に対応するため児童相談所の複数設置をすすめており、令和3年には3か所体制となる予定である。今後増加する登録里親や、こどもを担当する児童福祉司と密接に連携して里親委託を推進していくため、各こども相談センター単位で里親担当とフォスタリング機関(里親支援機関A型)を設置していく。
- 各こども相談センターと各フォスタリング機関が日常的に連携し、市域全体で効率的にリクルートや研修、適切なマッチングをすすめるため、中央児童相談所に統括部門を置く。各フォスタリング機関は管轄のこども相談センターと情報連携や業務の進捗確認を行いながら、統括部門においては、各里親担当間、各フォスタリング機関間の事業連携を進めていく。また、里親委託等推進委員会を開催して、里親子のマッチングの在り方、里親子に対する支援の在り方について検討をすすめ、不調の未然防止に努める。
- 本市においては、これまで乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員や家庭養護促進協会の協力を得て里親相談会を実施してきたほか、区役所の協力を得て啓発活動に取り組んでいる。民間機関にフォスタリング業務を委託するにあたっては、これまで培ってきた関係機関との協力関係を継続できるようにする。
- 里親支援専門相談員を配置している施設を里親支援機関B型として指定し、こども相談センターや委託団体と連携しながら、所属施設入所児童の里親委託推進や施設の強みを生かした普及啓発、研修、里親交流等の支援を行う。